



「仮想通貨」の話題性に便乗した勧誘に注意! ～「必ず儲かる」は危険!!～

ビットコインに代表される「仮想通貨」は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している法定通貨ではありません。また、実際に紙幣や硬貨があるわけではなく、インターネット上で電子的に取引されるデータです。

商品・サービスの購入や送金だけでなく、投資目的で利用する人も多いようですが、仮想通貨購入の勧誘に関するトラブルの相談も寄せられているので注意が必要です。

事例 1

SNS※で知り合った人から「仮想通貨に投資するサイトに登録すると、月に約10%の配当金が必ず入る」などと説明を受け、海外のサイトに登録し、その人に15万円を払った。

しかし、配当金は入らず、その人と連絡も取れなくなってしまった。(30代 女性)

※Social Network Serviceの略。様々な人と、画像や文章などを用いて気軽にコミュニケーションがとれる会員制サービス。Facebook、Twitter、LINEなど。

事例 2

仕事関係の知り合いから「将来必ず値上がりする」などと言われ、仮想通貨交換業者のホームページから口座を開設して仮想通貨を購入し、20万円を振り込んだ。

しかし、その後、業者のホームページが閉鎖されてしまった。(50代 男性)



<トラブルに巻き込まれないために>

○仮想通貨交換業者の登録を受けた事業者が確認する。

金融庁・財務局の登録を受けた事業者でなければ、国内で仮想通貨交換サービスを行うことはできません。金融庁のホームページ※で登録事業者が確認してください。

ただし、登録を受けているからといって、取引にリスクがないということではありません。

※<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

○「必ず儲かる」などと勧誘されても、うのみにしない。

仮想通貨はインターネット上で自由に売買することができ、価格が変動します。そのため、急落して損をする可能性もあります。

○事業者から説明を受け、取引内容やリスクなどをよく理解する。

仮想通貨交換サービスを行う事業者は、下記の情報を提供することが義務付けられています。十分に説明できない業者とは、契約をしないようにしましょう。

- 取り扱う通貨の名称や仕組み等の説明
- 仮想通貨の特性(法定通貨ではないこと、価格変動があることなど)
- 手数料等の契約内容等

仮想通貨の勧誘や購入等で、少しでも不安を感じたら、
すぐに消費生活センターにご相談ください。